



島根県報

令和5年10月24日（火）

号外 第 114 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改 正 （管 財 課） 2

【公 告】

令和6年に島根県が発注する庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約 に係る競争入札参加者の資格審査の実施 （管 財 課） 5

告 示

島根県告示第701号

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月24日

島根県知事 丸 山 達 也

題名を次のように改める。

庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱

第1条中「委託」を「契約」に改め、同条に次の1号を加える。

(16) 庁舎の電気供給業務

第2条第2項第2号中「者でその事実があった後3年を経過しないもの」を「ため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）」に改める。

第5条第4項中「（様式第2号）」を削る。

様式第1号中「清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に」を「管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札に」に、「庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第2項の2の各号」を「庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第2項各号」に改め、同様式中別紙2から別紙5までを削り、別紙1を次のように改める。

別紙

申請する業務及び業種別許認可資格等一覧

番号	申請する業務名	希望(○)	具体例	必須	許認可資格等
1	庁舎の清掃業務		庁舎、事務所及び施設の清掃		その他業務に関係する資格等(資格審査参考) 建築物清掃業登録、建築物環境衛生総合管理業登録
2	庁舎の機械警備業務		機械警備による遠隔監視	警備業法第3条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えている公安委員会の認定	
3	庁舎の警備員警備業務		警備員の常駐警備	警備業法第3条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えている公安委員会の認定	警備業法第23条に基づく施設警備業務1級資格者・施設警備業務2級資格者
4	庁舎の貯水槽清掃業務		貯水槽の清掃、点検		建築物飲料水貯水槽清掃業登録
5	庁舎の害虫等防除業務		建物内の鼠、白アリ、ゴキブリ等の防除		建築物ねずみ・昆虫等防除業登録
6	庁舎の浄化槽保守点検業務		浄化槽の保守点検	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録	浄化槽管理士
7	庁舎の浄化槽清掃業務		浄化槽の清掃	浄化槽法第35条第1項の市町村長の許可及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の市町村長の許可(浄化槽汚泥)	
8	庁舎の廃棄物処理業務		一般廃棄物の収集運搬	一般廃棄物、産業廃棄物(粗大ゴミ、廃油等)、特別管理産業廃棄物(廃油等)の収集運搬、処分	
			一般廃棄物の処分		
			産業廃棄物の収集運搬		
			産業廃棄物の処分		
			特別管理産業廃棄物の収集運搬		
9	庁舎の空調機器保守点検業務		空調機の保守点検	空調機、熱源機器(ボイラーを除く。)、自動制御機器、中央監視装置の保守点検	空調機の保守点検 熱源器(ボイラーを除く。) 自動制御機器の保守点検 中央監視装置の保守点検
			熱源機器(ボイラーを除く。)の保守点検		
			自動制御機器の保守点検		
			中央監視装置の保守点検		
			エレベーター等の保守点検		
10	庁舎の昇降機保守点検業務		エレベーター等の保守点検		昇降機検査資格者
11	庁舎の消防用設備点検業務		消防用設備の点検	消防・第1・2・3・4・5・6・7類消防設備士、特種・第1・2種消防設備点検資格者	
12	庁舎のオイルタンク清掃点検業務		オイルタンク等の清掃・点検・漏洩検査		定期点検技術者講習終了者、地下タンク等定期点検事業者認定 電気主任技術者、第1・2種電気工事士、自家発電設備専門技術者
13	庁舎の電気設備保守点検業務		電気工作物、自家発電設備等の保守点検		電気主任技術者(デジタル総合種、AI・DD総合種、A I第1種、DD第1種、DD第2種、デジタル第1種、デジタル第2種、デジタル第3種、アナログ第1種、アナログ第2種、アナログ第3種)
14	庁舎の電話交換機保守点検業務		電話交換設備等の保守点検		ボイラー整備士 電気事業法第2条の2に規定する経済産業大臣の登録
15	庁舎のボイラー保守点検業務		ボイラー等の清掃・保守・点検・整備		
16	庁舎の電気供給業務		電気の供給業務		

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第3号及び様式第5号中

「

庁舎の浄化槽保守点検業務			を
庁舎の浄化槽清掃業務			
庁舎の廃棄物処理業務	一般廃棄物の収集運搬		
	一般廃棄物の処分		
	産業廃棄物の収集運搬		
	産業廃棄物の処分		
	特別管理産業廃棄物の収集運搬		
	特別管理産業廃棄物の処分		
庁舎の空調機器保守点検業務	空調機の保守点検		
	熱源機器（ボイラーを除く。）の保守点検		
	自動制御機器の保守点検		
	中央監視装置の保守点検		
庁舎の昇降機保守点検業務			
庁舎の消防用設備点検業務			
庁舎のオイルタンク清掃点検業務			
庁舎の電気設備保守点検業務	電気工作物の保守点検		
	自家発電設備の保守点検		
庁舎の電話交換設備保守点検業務			
庁舎のボイラー保守点検業務			

「

庁舎の浄化槽保守点検業務			に改
庁舎の浄化槽清掃業務			
庁舎の廃棄物処理業務	一般廃棄物の収集運搬		
	一般廃棄物の処分		
	産業廃棄物の収集運搬		
	産業廃棄物の処分		
	特別管理産業廃棄物の収集運搬		
	特別管理産業廃棄物の処分		
庁舎の空調機器保守点検業務	空調機の保守点検		
	熱源機器（ボイラーを除く。）の保守点検		
	自動制御機器の保守点検		
	中央監視装置の保守点検		
庁舎の昇降機保守点検業務			
庁舎の消防用設備点検業務			
庁舎のオイルタンク清掃点検業務			

庁舎の電気設備保守点検業務	電気工作物の保守点検		
	自家用発電設備の保守点検		
庁舎の電話交換設備保守点検業務			
庁舎のボイラー保守点検業務			
庁舎の電気供給業務			

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年11月1日から施行する。
(庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の廃止)
- 2 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号。次項及び附則第4項において「旧要綱」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の旧要綱の規定により認定された入札参加資格及びこの告示の施行の日前に旧要綱の規定によりされた入札参加資格の申請については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定により提出されている申請書は、この告示による改正後の庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の規定により提出された申請書とみなす。

公 告

庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号。以下「要綱」という。）に基づき、令和6年に島根県が発注する庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

令和5年10月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 資格審査の対象となる業務
庁舎の電気供給業務
- 2 資格審査の申請手続
 - (1) 申請方法
島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」により申請を行う。
 - (2) 申請受付期間
令和5年11月1日（水）から同月24日（金）まで
 - (3) 提出書類
 - ア 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
 - イ 個人にあつては、身分証明書又はその写し
 - ウ 業者基本情報
 - エ 業務に係る資格及び許認可等調書
 - オ 役員等名簿
 - カ 業態調書

- キ 国税及び島根県における県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- ク 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- ケ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあっては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
- コ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあっては、当該認定を証する書類の写し
- サ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあっては、当該認定を証する書類の写し
- シ 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあっては、当該登録証の写し
- ス 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証を取得している場合にあっては、その登録証の写し
- セ 84円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）
- ソ アからセまでに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- なお、登記事項証明書、身分証明書並びに国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

(4) 書類の作成に用いる言語等

業者基本情報は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(5) 書類の受付期間及び提出方法

- ア 令和5年11月1日（水）から同月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
- イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ウ 提出方法は、持参又は郵送とする。郵送の場合は、令和5年11月24日（金）午後5時までに到着していること。

(6) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県総務部管財課財産活用推進室

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第4条第3項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

4 申請書類及び入札参加資格審査申請手引きの交付開始日及び交付方法

- (1) 交付開始日 令和5年10月24日（火）
- (2) 交付方法 島根県総務部管財課ホームページから取得すること。

5 登録の有効期間

令和6年1月1日から同年12月31日まで（今回の認定は、令和6年1月から同年12月までに発注する業務委託に係るものであり、令和7年1月以降に発注するものについては、後日公告する資格審査を別途受ける必要がある。）

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、資格申請システムの認定完了メール及び入札参加資格審査結果通知書により申請者に通知する。

7 入札参加資格審査を受けることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者

- (4) 国税及び島根県における県税を滞納している者
- (5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課財産活用推進室

電話 0852-22-6499 F A X 0852-22-6037